

令和6年 第6回
教育委員会定例会会議録

令和6年6月10日（月）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2636号
令和6年第6回定例会

日 時 令和6年6月10日（月） 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	寺 原 真希子
	委 員	中 村 博

「欠席委員」	委 員	山 内 慶 太
--------	-----	---------

「説明のため出席した事務局職員」	教 育 推 進 部 長	山 本 睦 美
	学 校 教 育 部 長	吉 野 達 雄
	教 育 長 室 長	野 上 宏
	生涯学習スポーツ振興課長	中 林 淳 一
	図書文化財課長	齊 藤 和 彦
	学 務 課 長	鈴 木 健
	教育人事企画課長	大久保 和 彦

「書 記」	教 育 総 務 係 長	若 木 康 治
	教 育 総 務 係	畛 目 雄 太

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 議案43号 港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について

日程第2 報告事項

- 1 港区学校運営協議会委員の解任及び任命について
- 2 未就園児の定期的な預かり事業について
- 3 MINATOシティハーフマラソン2024のランナー申込受付の開始について
- 4 箱根ニコニコ高原学園の臨時休館について
- 5 区立幼稚園における性被害防止対策の実施について
- 6 学校教職員出退勤庶務事務システム用サーバー等の購入について

「開会」

○教育長 それでは、ただいまから、令和6年第6回港区教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、山内委員から、所用により欠席とご連絡を頂いております。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は、中村委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

日程第1 審議事項

1 議案第43号 港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について

○教育長 それでは、日程の第1、審議事項に入ります。審議事項第1、議案第43号「港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について」ご説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 ただいま議題となりました、議案第43号「港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について」ご説明いたします。本日付議案資料 No. 1 を御覧いただけますでしょうか。1ページ、「審議内容」です。港区立郷土歴史館特別展示室で開催する企画展「発見！探検！江戸のまちー江戸時代の地図で港区めぐりー」の観覧料について、港区立郷土歴史館条例第6条別表の規定に基づき定めます。

項番1「名称」は「発見！探検！江戸のまちー江戸時代の地図で港区めぐりー」です。「開催期間」は、令和6年7月20日から令和6年9月29日までです。「内容」です。江戸時代後期に登場した切絵図は、江戸の町を分割して描いたものです。切絵図は、当時の江戸の町の様子を寺社や町屋、道や橋など土地の用途ごとに色分けをし、大名の上屋敷には家紋が記されるなど、江戸を訪れた旅人にとって役立つ情報が盛り込まれており、日常的な使用だけでなく、観光マップとしても普及しました。本展では、色彩豊かな切絵図を読み解きながら、浮世絵や遺跡から出土した資料なども用いて、江戸時代の港区の様子を紹介します。

参考資料1に、展示予定の切絵図の一部を掲載しております。上の絵図は、高輪築堤ができる前の海岸が確認できます。展示室では、切絵図と今の地図を見比べて、江戸時代から変わらずにあるお寺や神社、道などを探したり、自分の家や学校が江戸時代にはどのような場所だったかを調べるができるようにする予定でございます。

項番2「観覧料」です。企画展のみ観覧する場合、大人200円、小中高生100円。常設展と同時に購入する場合、大人400円、小中高生100円です。参考として、観覧料一覧の表をつけてございます。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、採決に入ります。議案第43号について、原案どおり可決する

ことにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第43号については原案どおり可決することに決定をいたしました。

日程第2 報告事項

1 港区学校運営協議会委員の解任及び任命について

○教育長 次に、日程の第2「報告事項」に入ります。初めに、報告事項第1「港区学校運営協議会委員の解任及び任命について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、報告事項1、資料No.1番を御覧ください。「港区学校運営協議会委員の解任及び任命について」ご報告をいたします。港区学校運営協議会規則第6条及び第14条に基づきまして、芝浦幼稚園及び芝浦小学校学校運営協議会委員について、解任及び任命がありましたのでご報告をいたします。

「解任する委員」です。小倉真吾委員で、地域住民の方です。任期として、令和6年4月1日から令和6年5月15日ということで、本年度再任された方でしたが、ご退任に伴いまして「任命する委員」として乾義浩さん。地域住民の方で、任期は5月16日から来年3月31日の残任期となります。

「解任及び任命の理由」としまして、青少年対策港南地区委員会会長の交代に伴いまして、芝浦幼稚園及び芝浦小学校から、前会長である小倉委員の解任の報告と、新会長となる乾委員の推薦があったためでございます。報告は以上となります。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

2 未就園児の定期的な預かり事業について

○教育長 それでは次に、報告事項の第2「未就園児の定期的な預かり事業について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、本日の資料No.2を御覧ください。「未就園児の定期的な預かり事業の実施について」でございます。東京都では、乳幼児期から同年齢、異年齢の子どもが、保護者以外の大人との関わりの中で、様々な体験・経験ができる環境を整え、全ての子どもの生涯発達における土台形成を支援しており、こういった取組といたしまして、未就学園児を保育園、あるいは幼稚園で預かる「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を令和5年度から実施しております。

今年度、区内私立幼稚園から本事業の実施を予定しているというお申し立てがありましたので、区としても、この事業を実施することになりましたので、ご報告するものです。

「事業概要」といたしまして、実施を予定している園は、学校法人明德幼稚園でございます。対象は、2歳児のお子さんを定員9名で預かりするということで、実施時期については9月から予

定をしています。お預かりの回数の予定は、週1回、水曜日の午前中にお預かりをするということを聞いております。

「補助内容等」です。1番「定期的な預かり」として、人件費になります。実施日数によって補助増減額が異なってまいります。こちらについては、補助率10分の10ということで、100%東京都が補助いたします。

「開設準備等経費」、こちらは新たな預かりをするためにしつらえを整えるための費用、それから備品の購入費用に充てるもので、こちらも同じく10分の10の補助となります。

裏面を御覧ください。「多子世帯負担軽減」ということで、第2子以降の子どもを預かる場合に、その方の利用者負担額を無償化するということで、こちらも100%東京都の負担となります。

「事業規模」といたしまして、今年度、1,222万円を計上したいと考えております。こちら、全ての財源を東京都の本事業に基づく補助金として100%活用いたしますので、区の負担はゼロとなりますが、一旦区が支出をして東京都から補助金を、区として受け取るという形になります。

最後「スケジュール」ですが、記載のとおり7月には利用者の登録を開始して、9月に事業開始を目指すというふうにお聞きしております。説明は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○中村委員 これは、東京都の要綱に基づいて行う事業だということですが、港区では今回この明德幼稚園が、お申し出があったので、この補助制度を使ってやるということですが、ほかの区でも同じように申し出をしている区がどの程度あるのか、お聞きしたいなと思ったのですが。分かれれば。区ないし市、市もあるのか。多摩方面の市もあるのでしょうけれども。

○教育長室長 23区では、大田区で8施設、それから板橋区で1施設、杉並区で4施設で、多摩地域では結構ありまして、武蔵野、小平、西東京市、調布市、昭島市、武蔵村山市、あきる野市といったところが、多いところで7施設、少ないところでも1施設は実施しているというふう聞いています。

○中村委員 これは、港区からは今全く支出がないということですが、都からの補助率とかがもし変更になったりとか、あるいはもう少し費用が実際にかかるとなれば、そのときは区からもお金を出すというようなことも考えられるのでしょうか。

○教育長室長 事業の立てつけ上は、東京都の方は予算としては100%を補助して、かつ上限はないと聞いていますので、基本的にはあり得ないと思います。ただ、場合によっては、23区で一斉にこういった施設が手を挙げて東京都の予算を超えてしまった場合に、ほかの補助事業で、10分の10と言っておきながら、予算の範囲内なので100%をもらえないという事例もありました。

この事業がそれに該当するかどうかはまだ分からないのですが、ただ、今の実施状況ですと、この事業に関しては、足りなくて区が別でお出しするということは、今のところ考えられない状況です。

○中村委員 例えば項番2の「補助内容等」のところの、1の(1)に、実施日数が年間で1日以上104日以下の場合、796万8,000円が上限だったのですが、これは1施設だけではない

のでしょう。ほかのところも全部含めた上限が796万円ということ。それとも1施設だけで700万円ということですか。

○教育長室長 1施設です。

○中村委員 1施設でということ。なるほどね。

○教育長室長 1施設で預かる場合、1人預かっても、今回定員は9人ですが、9人預かっても、そして1日しか預からなくても、人を雇うということに関しては変わりはありません。796万円は上限ですので、1日だけで月1回くらいで、雇うのに796万円はかからないと思うのですが、マックス月20日預かって人を雇うなら、これくらい出しますよというお金になります。

○中村委員 分かりました。だったら理解できますね。予算を超えることはないだろうということですね。これが全体の、1施設ではなくて申し出た施設全体でこれだけがアップーとなると、これは超える可能性があるなと思ったので、この予算でやっていけるのかなと思ったので、お聞きしました。以上です。分かりました。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

3 MINATOシティハーフマラソン2024のランナー申込受付の開始について

○教育長 それでは次に、報告事項の第3「MINATOシティハーフマラソン2024のランナー申込受付の開始について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付報告資料 No. 3を御覧いただけますでしょうか。本件、「MINATOシティハーフマラソン2024」、今年度の大会になります。その参加ランナーの申込み受付を7月1日から開始することにつきまして、ご報告をさせていただくものでございます。

まず、項番1「大会概要」になります。今年度は11月17日、日曜の開催といたします。コースにつきましては、別紙1のとおりとなっております。種目につきましては、ハーフマラソン及びファンランは、前回大会から特段の大きな変更はございませんが、新たに、中学生・高校生を対象とした約3.6kmのユースランを実施いたします。ユースランは、来年の大会での本格導入に向けて、今回の大会におきましては、テストイベントとして、少人数かつ参加費無料ということで実施をいたします。これによって、あらゆる世代が参加できる大会となりますので、そうしたことをきっかけにして、さらにマラソンの取組を広げていきたいと考えてございます。

「スタート時刻」ですが、ユースランが加わることによりまして、ハーフマラソン、ファンランともに前回大会から10分後ろ倒しになっております。

項番2「ランナーの申込受付開始」ですが、7月1日からとなりまして、募集の周知については6月17日から開始をいたします。

項番3「申込方法」です。原則、大会公式サイトからインターネットによる申込みとなりますが、区民につきましては、資料記載の窓口においても申込み等が可能となります。

項番4「今後のスケジュール」です。6月17日から周知を開始いたしまして、7月1日の申込み受付開始となります。8月1日の一般エントリーについて、抽選結果の発表などを経て、11月17日に大会当日を迎えることとなります。簡単ではございますが、説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○中村委員 ユースランが加わるということですが、これが加わることによって、例えば人的な、要するに当日の人の確保とか、あるいは予算は、どれくらい増えるのか。その辺のところは、去年よりも何人増やすとか、去年よりどれくらい予算が増えるとか、そこら辺がもし分かれば教えてください。

○生涯学習スポーツ振興課長 申し訳ございません。すぐにかっちりした数字は、すぐにこの場で出ないのですが、まず人員につきましては、大会全体的な見直しの中で、増やす部分もあればちょっと減らす部分もというところがありまして、特にスタッフの人数に大きな変更はないことを予定しております。予算につきましても、今回ユースランを実施いたしますが、テストイベントとして小さくやるということもありまして、全体の中で数十万円程度増えるくらいの予定となっております。

○中村委員 今回はテストケースということで、来年度から正式だということですが、正式になった場合はどのくらいの規模でやる予定なのですか。それはまだできていないですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 現時点では200名程度をイメージしておりますが、それも今年度の実施した結果を見まして、課題等を洗い出した上での検討としたいと考えております。

○中村委員 距離は同じですか、走る距離は。

○生涯学習スポーツ振興課長 距離は同じと予定しております。

○中村委員 分かりました。大丈夫です。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

4 箱根ニコニコ高原学園の臨時休館について

○教育長 それでは次に、報告事項第4「箱根ニコニコ高原学園の臨時休館について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、「箱根ニコニコ高原学園の臨時休館について」報告資料No.4を御覧ください。箱根ニコニコ高原学園の大規模改修工事に伴いまして、箱根ニコニコ高原学園を臨時休館するものでございます。

臨時休館期間は、令和7年7月から令和10年3月までの大規模改修工事に伴い設定しております。令和8年度は11月1日から翌年の9年4月8日までの休館、こちらは宿泊棟の改修工事に対応しているものでございます。また、令和9年度は11月1日から翌年4月6日までの休館。こちらは、管理棟の改修工事に対応するものとなっております。

項番3「大規模改修工事期間中の対応」ですが、例年4月から10月まで開催している区立小学

校の移動教室・夏季学園は実施、臨時休館期間中の社会教育団体等の利用は休止いたします。

「利用者への周知」につきましては、広報みなと、箱根ニコニコ高原学園ホームページ、区のホームページ、小学校以外の利用団体の申込み受付時の案内等により、丁寧に周知してまいります。ご報告は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

5 区立幼稚園における性被害防止対策の実施について

○教育長 それでは次に、報告事項の第5「区立幼稚園における性被害防止対策の実施について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、「区立幼稚園における性被害防止対策の実施について」、報告資料 No. 5 を御覧ください。区立幼稚園園児のプライバシー確保の観点から、国の性被害防止対策に係る補助金を受けてパーテーションを配置し、子どもの人権を守る環境を充実いたします。

項番1「背景」です。国は、弱い立場に置かれた子ども・若者が性被害に遭う事案が後を絶たない現状等を踏まえ、関係府省会議において「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」をまとめ、対策を着実かつ速やかに実行することといたしました。その中では、子どもが長く過ごす場で性被害に遭わせず、かつ、特に自身が被害を認識し難く、相談自体も困難な子どもが多い施設では、ソフト面の対策のみならず、物理的な設備等を整えていくことが重要としております。こうした取組を加速するため、国は補正予算を措置し、区市町村に対する支援を進めているところでございます。

項番2「事業概要」です。配置物品としましては、区立幼稚園全園にパーテーションを配置いたします。パーテーションを配置する理由ですが、国は対策メニューとして、簡易更衣室等を含むパーテーション等と、移動式カメラを補助対象としております。区立幼稚園では、パーテーション等の配置は、園児の着替え等の際に本人のプライベートゾーンを特定多数の視線から防ぐなど、プライバシー権を保護する上で有効と考えられることから、配置を進めることといたします。

一方、移動式カメラについては、現時点で保護者からの設置ニーズがない中、導入に当たっては記録する場面や記録映像の管理、提供方法について適切な運用ルールを定めるとともに、保護者に対して丁寧な周知と利用への理解を働きかけていくところでございます。

また、幼稚園においては、保育園等における午睡などのように、職員と幼児・児童が1対1に近い場面が生じるなど、現時点で記録の有効な活用場面が想定されず、今回は配置を見送ることといたします。

パーテーションの具体的な活用場面としましては、プール等利用時における着替えの際や、お漏らし等で個別にプライベートゾーンを露出した対処が必要な際に、都度設置して利用いたします。

予算の規模としましては、記載のとおりとなっております。

「今後のスケジュール」としましては、区民文教常任委員会報告後、第2回港区議会定例会の補

正予算案としてお諮りし、8月以降、購入し配置していく予定でございます。ご報告は以上です。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○寺原委員 2点、教えていただければと思います。まず。今回のパーテーション設置は適切な措置だと思うのですが、今後また検討するかもしれないという移動式カメラについては、ちょっとイメージが湧いていないのですが、もしこれを設置する場合は、どういうふうに使用することが想定されるのでしょうか。

○学務課長 こちらについては、国の方もQ&A等で示しておる中では、1対1の場面となる箇所に配置せよというくらいの指導というか、案内しかございませんで、実際に振り返って我々の区立幼稚園でどういう場面が想定されるかというところが、なかなか想定し難いという実情がございます。具体的には、外遊びをして学級に戻る、あるいはプライベートゾーンを処理する、手当てをする場面に移動する際に、1対1の場面が生じ得るのかとか、実際の想定場面がなかなか想定し難いということも、現時点で導入を見送っている理由でございます。

○寺原委員 ありがとうございます。今後検討する際には、保護者に対して丁寧な事前周知と、利用に向けての理解を働きかけていく必要があると、資料に書いてありますが、これは、どういう利用方法が適切なのかとか、その目的というものをきちんと理解していただく必要があるというご趣旨でしょうか。

○学務課長 今回の補助事業の文脈が、まさに性加害防止というところにフォーカスされたものになってございます。一方で、適切な保育、不適切保育についての保護者からの懸念というニーズがあつて、それがむしろ大きい課題であるということもございます。ですので、実際に性加害防止という視点でこの補助事業を使うのであれば、性加害防止という視点でどういう活用の仕方をし得るのかということと、あとこちらの記載にありますとおり、実際にどういう適正な管理方法と情報の開示をするのかということと、きちんと整理した上で理解を求める必要があると考えてございます。

○寺原委員 よく分かりました。2点目、これに関連してなのですが、先日群馬県の方で、文科省の枠組みから外れた不適切な健康診断が行われたという報道がありました。港区は問題ないと分かっているのですが、港区の各小中学校で健康診断を行う場合の着替えの仕方、実際の健康診断の男女のやり方について、改めて確認できたらと思います。

○学務課長 ちょっと具体的に文科省の方からガイドラインのような形で、こういう健康診断のやり方をしてはならない、あくまでプライバシーの保護のために、例えばちゃんとパーテーションで区切るであるとか、必要以上の触診を行わないとか、そういった規程を定めたマニュアルはあるのですが、ちょっと今手元にないので、具体的にそれをどういうふうに活用しているかということとはちょっと申し上げられないのですが。基本的にはプライバシー確保のためで、適切な健診を行えるようにする旨の文科省の通知が出ておまして、それは今年度についても、先日、昨年度末にも文科省の方から通知が出ましたので、各学校の方に展開はしているところでございます。

○寺原委員 それを拝見すれば、着替えの際の配慮や健康診断の際の男女の配慮について分かると

理解しましたので、追って頂ければと思います。

○学務課長 承知いたしました。

○教育長 特段、補足はないですか。

○学校教育部長 今言ったように、健康診断のところは当然ナイブなところで、本当に徹底していかなくてはいけないところなのですが、それ以外にも、例えば体育の着替えとか、そのようなところでもしっかり配慮していかなければいけないと思っています。港区は、場所がなければ教室の中にカーテンをつけるとか、そういうことを施設的にも先行的にやっております。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかは、いかがでしょうか。

○中村委員 移動式カメラは今回、配置を見送ることにしたということなのですが、そもそも学校内、幼稚園、中学校、小学校全部含めてですけれども、施設の中に監視カメラというか、そういうようなものの設置状況というのはどうなっているのか、もし今分かれば教えてもらえると。一般的な質問で申し訳ないです。

○学務課長 防犯カメラという意味での出入口付近への設置はしている状況です。

○中村委員 出入口部分というのは、例えば校門とか、建物の入口とかは一応全部ついているという事で理解をしてよろしいのですか。

○学務課長 ちょっと詳細なところは後程お伝えさせていただければと思うのですが、幼稚園には全園出入口についていると。小学校については、ちょっとどういう設置状況か、後程確認してお伝えさせていただきたいと。

○中村委員 教室の中とか、廊下とか、踊り場とか、そういうところには基本的には置いていないということですかね。

○学務課長 そこは、現時点では置いていないです。

○中村委員 置いていない、どの学校も。

○学務課長 はい。

○中村委員 分かりました。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかは、いかがでしょうか。

それでは、小中学校の配置状況については、後程確認をしてお答えいただければと思います。

6 学校教職員出退勤庶務事務システム用サーバー等の購入について

○教育長 次に、報告事項第6「学校教職員出退勤庶務事務システム用サーバー等の購入について」説明をお願いいたします。

○教育人事企画課長 報告事項6「学校教職員出退勤庶務事務システム用サーバー等の購入について」ご説明いたします。本日付教育委員会報告資料 No. 6を御覧ください。本日は、平成31年4月から導入している学校教職員庶務事務システムについて、各機器の耐用年数が超過していることから、必要物品を購入することについて報告させていただきます。

項番1、購入する物品や数量についてです。(1)「物品概要」です。学校教職員庶務事務システ

ムは、都費の教職員の出勤や休暇等の管理、出張申請等を行うシステムでございます。例えば出張申請の場合ですと、各教職員がシステム上で出張の経路や交通費等を入力しております。申請後の校長や副校長における決裁も、同じくシステム上で行っております。

(2)「購入物」です。購入するものは、現在も使用しているシステムの入替えに必要なものとなっております。サーバー2台、パーソナルコンピューター4台、テープバックアップ装置1式、タブレット端末1台、システム用ソフトウェア1式、その他ラック内にサーバーを搭載するために必要な機材等、周辺機器一式を購入予定です。

項番2「今後のスケジュール」についてです。今後、第2回港区議会定例会に、物品の購入議案として提出予定です。議決及び契約締結を経て、購入物が納品され次第、12月までシステム事業者において機器の更新作業を予定しております。運用テストを実施した後、令和7年2月から更新完了後のシステム運用開始を予定しております。簡単でございますが、説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○田谷委員 このシステムのサーバーの設置、運営・管理というのは、どこの課でやるのですか。

○教育人事企画課長 教育人事企画課でやります。

○田谷委員 システムも置いて。分かりました。

○教育人事企画課長 はい。

○教育長 よろしいですか。ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定をしている案件は全て終了しましたが、委員または説明員の皆様から、その他、何かございますでしょうか。

○学校教育部長 先日、中学校の海外修学旅行が始まりましたので、そのご報告をさせていただきます。6月3日より、第1回目のお台場学園港陽中学校の海外修学旅行が実施され、月曜日から金曜日まで行ってまいりました。ご案内のとおり、港区では今年度特に力を入れておりますが、幼稚園、小学校、中学校での体系化した国際理解教育を進めているところでございます。その集大成としての中学校でのこの海外修学旅行は、これまで学んだ、英語だけではなく、この学びを実践すること、そしてほかの国の歴史や文化に触れるということを目的としております。

そして、修学旅行ということですので、学習だけでなく子どもたちの思い出づくりというもの、併せて目的としております。実際にシンガポールに行ってみて、1年中夏の国なのですが、2日目にイングリッシュチャレンジプログラムといいまして、現地の学生と子どもたちのグループで市内見学をするというような取組がありました。1日中かなり暑い中、歩いたので、熱中症等を心配はしていたのですが、ちゃんと自分たちで涼みながら行っているから大丈夫ですよなどというような意見も出てきたところでございます。

そして、これもご案内のとおり、シンガポールは多民族国家ということで、市内巡りの中で、チャイナタウン、リトルインディア、アラブストリートというような、その3か所を回る。子どもた

ちの選択によってなのですが、回るというような取組もしております。現地学生がついていますので、そこでのコミュニケーションはやはり英語になるということです。

それと学校の特色としては、今お台場学園は、このお台場水族館というのを学校につくっているところなのですが、そこに役立てるということで、3日目にセントーサ島に行ったのですけれども、そこにある水族館。水族館を見るだけではなく、バックヤードツアー、働いている人たちがどう働いているのか。例えば餌やりの場面を見たり、餌をつくっている場面を見たりというようなプログラムもありました。これは私も一緒についていって、子どもたちはかなり真剣な眼差しで色々な取組を見ていたなというのを感じたところです。

そして、セントーサ島では、ユニバーサルスタジオ・シンガポール、これは子どもたちは純粋に楽しんだ。そういう場所なのですが、その中でもやはり英語が必要になってきますので、子どもたちは純粋に楽しんだのですが、やはり子どもたち、コミュニケーションを取りながら遊んでいるのだなというのを感じたところです。

そして、子どもたちに感想を聞いたところ、もちろん友達で行った修学旅行というところは思い出になりました、楽しかったですという意見は、どの子も言っていました。そして、何人かが、「海外に来たということ自体が学びなのです。空気感が違うのです。具体的に何というのか言えないのですけれども、来て何かここを感じたというのが学びです」と言った生徒が3名いました。さらにもう1名の子は、「シンガポールは多民族国家で、実はお台場にも色々な国の人を見ます。ですから、そういう場面ではお台場も変わらないはずなのだけれども、ここはそれぞれの民族が共存しているのを感じました」というような感想、何か本当に立派な感想だなと思いながら聞いてました。

ですから、今回の海外修学旅行の目的は、こちらが思っていた以上に達成できたのかなと、第1回目で感じたところでございます。今日から、第2回目の赤坂中学校が出発しているところです。きっと学校規模によって、子どもたちの選択のコースによって、学びは変わってくると思うのですが、今第1回目でご報告した内容というのは、共通していることなのかなと感じたところでございます。そして、何よりも、みんなが無事に帰ってきたというところ、そして今、お台場学園港陽中学校は中学校3年生のお子さんが27名いるのですが、27名全員が行けたというところも大きかったのかなと思っております。簡単でございますが、以上を報告にさせていただきます。

○教育長 ただいまの報告について、何かご質問等はございますでしょうか。

○寺原委員 現地の学生さんとか水族館のバックヤードのご説明というのは基本的に英語だと思うのですが、英語があまり得意ではない子どもたちは、例えばお友達から聞いたりなどして、周りが協力することによって理解したということでしょうか。

○学校教育部長 まず、グループ活動なのですが、おっしゃるとおりだと思います。どの子も英語が堪能で、英語でしっかりコミュニケーションを取れるという子どもばかりではないのはもちろんですので、だからこそのグループで、分からないところは聞きながらというところ。あと、1人の女の子が言っていたのですが、「私はコミュニケーション、話す方がどうしても苦手だと。でも、聞く方はすごい勉強になったし、分かるのだ」というようなことを言っていましたので、双方のコミ

コミュニケーションを取れる子ばかりではないけれども、それはよかったのかなと思います。

水族館のバックヤードについては、実は専門的な言葉があるので、かなり難しかったようです。一緒についてきてくださった添乗員の方も、途中で「うん？」とひねるような単語が出てくるのも実際はありましたので、水族館で専門的な言葉が出るとやはり分からないというのと、あとは今言ったように添乗員さんの方がついていましたので、そこで、難し過ぎると補足してくれていましたので、そういう点では難しいなりに、個々の差はあるとは思いますが、よかったのかなと思っています。僕自身は全然分かりませんでした。

○教育長 よろしいですか。ほかは、いかがでしょう。

○中村委員 27人の生徒が行ったということですが、その中で海外旅行が初めてだったというのは何人いたのですか。

○学校教育部長 それは、帰ってきて実は何人かに聞かれたのですが、きっちりこちらで把握はしていないので、この後アンケートを取るときに、そこでしっかり、初めての子はどう感じたのかなというのも取っていききたいなと思っています。

○中村委員 決まったら、また教えてください。それから、今回の修学旅行の際は、海外派遣のときのように事前勉強みたいな、シンガポールを事前にみんなで勉強していきましょうみたいな、そういうことはやったのですか。

○学校教育部長 もちろん、やっております。学校によって、何時間やるというところは差はあるのですが、シンガポールの学習もしますし、英語の勉強もしますし、あとシンガポール料理を給食で出してもらって食べたりとか、シンガポール大使館の方の話を聞くとか、様々な、学校によってのプログラムの差はありますが、どの学校も一定時間学んで修学旅行に臨むということはしております。そのためのテキスト等も準備しておりますので。

○中村委員 それは、全部共通、各学校共通ですか。

○学校教育部長 共通のは、今回の旅行会社の方で用意してもらっております。ただし、当然学校独自の学習というのもあります。

○教育長 あとは、報告会も予定されているのですよね。

○中村委員 報告会もあるのですか。

○教育長 学校ごとに。

○中村委員 学校ごとに報告会が予定されているんだ。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

○田谷委員 例の食育、食育というか食事の件なのですが、一つ海外の料理を味わうというのは食育になると思いますし、あともう一つ、アレルギー関係はどうだったのですか。

○学校教育部長 まず、アレルギー関係は、これはもう今回旅行会社を決めるときにかなり重点事項にしておりますので、徹底管理しております。ただ、幸いなことにお台場学園は、これは個人情報になってしまいますが、そばアレルギーの子がいたのですけれども、機内食でおそばが行きも帰りも出ております。そこは違うものをという形にしていまして、そこは徹底しているところです。

○田谷委員 そのアレルギーの件というのは飛行機会社でもかなり気を遣っておられると思うので、そういう項目にチェックをすればそういう料理が出てこないかと思われるのですが。今度現地の料理となると、純粋なおそばは出ないけれどもそば粉のようなものを使っているとか、そういうようなアレルギー関連の可能性のあるものというところもあると思うので、今後ちょっとそういうところを十分注意して子どもたちを連れていってもらいたいと思います。

○学校教育部長 その料理全てのアレルギーチェックは、そこは完璧にやっております。そして、2日目の昼食だけが、実は子どもたちが自由に取り。ほかはもう全部決まっているのです。シンガポールのいわゆる屋台のようなところで子どもたちが自由に取りというところはあるのですが、そこもどのようなものを食べるのか。特にアレルギーのお子さんには先生がついて、グループだけでも先生がついて、どういうものかというのを確認しながら、これはどの学校でもやっていくようになっております。

○田谷委員 それとやはり子どもたち、お土産を買ってくるというか、思い出の品を買ってくるというのは、もう一つの大きな注目するところだと思うのですが、昨今の円安の傾向もあって、その辺の使える充実感というのは、部長がお感じになられてどうでしたか。

○学校教育部長 実は僕自身、そこはすごい思っていて、色々な子にインタビューしました。お小遣いが、日本円で言うと1万5,000円だったのですが、私自身、今の円安を考えるとちょっと少ないのかななんて、勝手にこれは僕感覚で思ってしまったのですが、子どもたちに聞いたらほとんどの子が、「いや、使える場面も少ないし、ほかの活動もあるので、そんなに感じていないです」というような答えが返ってきました。そして、結構みんな計画的に使うのか、どの子もしっかり最後に残して、最後の空港のお土産屋さんで一気に買っていったということがありました。

あとは一人ひとりを見ていると、子どもたちの使い方は当然違いますので、単純に面白いなど思いながら見てはいたのですけれども。こちら側が思っている程、子どもたちは足りないというふうには感じていなかったです。「足りないのではないの」と聞いたら、「それは多ければ多い方がいいですよ」なんて逆に言われてしまったのですけれども、そのような状況でございました。

○田谷委員 分かりました。昨今、通常でしたら京都・奈良、大体京都の、僕たちの頃はペナントとかね。今は現地でも売っていないですね。あと木刀とか。何に使うのか分からないですが。最近はそのようなことはなくて、幸い、最近行く機会があったので行ってみたら、例えば清水寺のところなどでは狐のお面みたいな。僕はちょっとよく聞けなかったのですが、それを京都駅までつけていってしまうので、そのまま帰ってしまうのかもしれないのですが。やはり店などでも見ていると、子どもたちが非常に購買意欲を示して買っているところがあったので、シンガポール辺りですと、その辺などはどうかなというのと。それから、使っているのは現金だけですね。クレジットカードとか電子マネーとか、そういうところは子どもたちに規制をかけていたか、その辺はどうなのでしょう。

○学校教育部長 2日目にグループ活動をするときに地下鉄に乗ったり、あと先程言った、グループで昼食を食べたりするという場面がありますので、そこでお金が入っているカードを旅行会社が

ら1人1枚ずつ配りました。そこには25ドル。1ドルが100円ちょっとなのですが、25ドル入っているもの、これは地下鉄とお昼ご飯ということで持たせております。

○田谷委員 分かりました。

○教育長 ほかは、よろしいでしょうか。それではまた、この後、残り、今日を含めて9校が行きますので、時々報告をさせていただければと思います。

○田谷委員 教育長は、いついらっしゃるのですか。

○教育長 来週の港南中学校。

○田谷委員 一番大きい中学校。

○教育長 27人とはまた違う。

○田谷委員 全然違うでしょう。規模が全然違うもの。

○教育長 ほかは、ございますでしょうか。

○田谷委員 ほかに教育委員会の人は行かないのですか。部長がいらして、教育長がいらして。

○教育長 指導主事の皆さんだね。

○学校教育部長 指導主事が毎回ついていきます。課長を含めてですが、毎回誰か1人ついていきます。それ以外に教育長、部長がついていっているところです。

○田谷委員 ありがとうございます。

○図書文化財課長 先日来、高輪築堤調査保存検討委員会の動きとして、事業者から打診があつて5～6街区の確認調査の実施に向けた調整がされていることを情報提供させていただいております。教育委員会としては、令和3年5月11日付で、5～6街区については築堤の現地保存を考慮した開発計画を策定することということを要望しておりますので、調査の意図やその後の動きについて、慎重に確認をしておりました。

このたび、JR東日本の説明及び、6月5日、調査保存検討委員会の中で、開発を前提としたものではなく、街づくりと文化財の保存の両立の在り方に係る具体的な検討、整理を進めていくために必要な調査であるということが確認をされましたので、7月から9月にかけて調査を実施することとなりました。なお、この調査の実施については、7月の調査保存検討委員会で6月の資料と議事録を承認された後に公表されることとなりますので、現時点ではこの場限りの情報ということでお取扱いいただければと思います。

3年前に港区教育委員会として、文書で要望書を発出している場所での調査になりますので、報告をさせていただきました。以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○中村委員 今、5～6街区はまだ地中に埋まっているということですか。今は完全に埋まってしまっているということ。

○図書文化財課長 工事の、近隣の工事現場の仮設事務所が建っていたりする場所で、今は埋まっている状況です。

○中村委員 そこを掘り起こして、一応どんな状況で保存されているかを確認するというのが今回

の狙いということですか。

○図書文化財課長 おっしゃるとおりで、仮設事務所などがあるので掘れる場所というのは限られるのですが、あくまで遺構の残存状況を確認するための調査ということで、どのくらい残っているかということを確認するものでございます。1点補足させていただくと、5街区、6街区の間に環状4号線を整備する東京都の工事があるのですが、その橋脚を建てる時に一部調査をしていて、築堤の石垣ではないのですが、線路が走る部分の盛土については一部確認がされているというところがございます。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかは、いかがでしょうか。それではこの件については、時限秘ということで取扱いをしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

その他、案件はございますでしょうか。

○学務課長 先程2点、ご確認がありました。一つが、プライバシーの関係での文科省の通知についてですが、こちら、今お配りさせていただきます。

こちら御覧いただきますと、1枚目は今年の4月に東京都を通じて、2枚目が昨年度、今年の1月ですが、東京都から各市町村。おめくりいただきますと、文科省の方から6年1月29日のレジューメがございます。さらにおめくりいただきますと、別紙ということで記載がございます。今回報道等で確認されている内容について抵触する部分としましては、前段で、こちらプライバシーに慎重に配慮することが重要であるという中で、項番2のところで、医師が体操服、下着やタオルなどをめくって視触診をしたり等々について、児童生徒等や保護者に対して事前に説明を行うという部分について至っていなかった部分があるのではなかろうかというところ。また、めくっていただきまして3ページ目のところですが、項番4で関係者間の連携、児童・生徒や保護者の理解についてということで、こちら、児童・生徒等のプライバシーへ慎重に配慮した対応などについて、学校にもと相談し、共通認識を持った上で、児童・生徒等及び保護者の理解が得られるよう事前に丁寧な説明を行うとされているところでございます。

都区におきましては、こちらの資料のとおりです。各校に、今年の4月の時点で注意喚起はしておりますし、また養護教員の連絡会においても周知を図ってございますので、報道等にありますような事案については、決してここに出ないと考えているところでございます。

○教育長 では、この件については、寺原委員。

○寺原委員 おっしゃるように、今回の報道でも、保護者や関係者への事前の周知・同意をきちんと得ていなかったということが、ポイントとして報道されてはいたのですが、一保護者として、そもそも今回の医師がほとんど全員の性器の状態を確認するということが成長を確認する上で必要だという理解の下、それを行っていたということでしたので、手続だけでなく内容についてもちゃんとコントロールできているという理解でよろしいでしょうか。

○学務課長 さようでございます。こちらの通知にありますとおり、プライバシーの保護は大前提とした上での周知となっておりますので、これを仮に踏み出したような対応を学校医等でされる場合には、当然のことながら学校側、教育委員会としても連絡調整を諮らなくてはならないと考えて

ございます。

○寺原委員 ありがとうございます。

○教育長 確認だけど、健診内容はもう統一されているのだよね。ということで。

○学務課長 さようでございます。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。では、健診の関係については以上のとおりとさせていただきます。

○学校施設担当課長 委員からご質問がありました各小学校、園の防犯カメラの設置状況ですが、現状施設としては、不審者の侵入を防止するという目的で、昇降口、それから正門等、児童や生徒が出入りする場所を監視する目的で設置をしております。そのため、建物内を監視する目的ということでは設置はしてございません。

それに加えて小学校については、東京都の通学路防犯整備事業というのが、平成26年度から5年間かけて行われております。その中で学校周辺での不審者による声がけ、そういったことを防止する観点から、学校敷地と通学路、周辺道路との境を監視するというカメラも設置してございます。現状の設置状況としては以上になります。

○教育長 よろしいでしょうか。

○中村委員 室内には基本的には設置していないということで理解したのですが、先程の、今回は見逃されたみたいですが、移動式カメラを設置するというのは、今後、より学校内での事故防止という観点から、学校内でも何らかの形でカメラ、監視カメラ的なものを置かなければいけないという話になるという可能性もあると思うのですが。私などは自分の弁護士の仕事をやっている中で本当に多いのですが、保護者とか子どものプライバシー保護とか安全の保護、それからそういうものをちゃんと保護者に理解を取らなければいけないというだけではなくて、教職員にも、しっかりした周知徹底をして理解をしてもらわなければいけないと思いますので。

というのも、私はよく、案件に最近よく出てくるのは、監視カメラをつけてあると。従業員に対する監視カメラをつけて、プライバシー侵害があるのだと言って結構トラブルになっているのです。ですので、そういうカメラをつけるときには、それがあくまでも従業員の監視ではなくて、ほかの目的でちゃんとつけられているものだというようなこと。私立の学校などは教室にもカメラを置いているところすらあります、今は。

教室内のいじめとか、教師に対する暴力とか、そういうようなものをしっかりあれするため、生徒たちにもちゃんとやっていて、ある意味の威圧効果だと思うのですが、全部映っているよということをちゃんと示してやっているようなこともあるので、もしそういうことになったら、そういうところはしっかり、対保護者だけではなくて、教職員との間にもしっかりした共通認識を持ってつけてほしいなと思って、ちょっと聞かせてもらいました。以上です。

○教育長 ありがとうございます。ただいまの件に対して、ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、そのほかの案件で何かありますか。大丈夫ですか。

「閉会」

○教育長 では、以上をもちまして本日の案件は全て終了しました。これをもちまして閉会といたします。

次回は、臨時会を6月24日月曜日、午前を予定しております。よろしくお願いいたします。お疲れさまでした。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 中村 博